資料３－２

西胆振区域地域医療構想調整会議設置要綱

（設置）

第１条　地域医療構想を策定する区域（医療法第30条の４第２項第７号の規定により定められる区域のこと。以下「構想区域」という。）において、関係者との連携を図りつつ、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うため、医療法第30条の14第１項に定める「協議の場」として、西胆振区域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　調整会議は、構想区域内における次の事項について協議する。

（１）病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項

（２）病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項

（３）北海道医療計画（地域医療介護総合確保基金の年度ごとの事業計画）に盛り込む事業に関する事項

（４）その他の地域医療構想の達成の推進に関する事項

（組織）

第３条　調整会議は、次に掲げる者のうちから胆振総合振興局長が委嘱する委員をもって組織する。

（１）医療関係団体

（２）市町村

（３）その他必要と認められる者

２　委員の任期は２年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、専門的事項に関し必要な場合は、臨時に委員を置くことができる。

３　委員の互選により、会長を置く。

（会議）

第４条　会議は、必要の都度会長が招集する。

２　会長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させることができる。

３　会長は、調整会議における議事をより効果的・効率的に進める観点から、議事等の必要に応じて、委員の参加を制限することができるほか、委員以外の関係者の参加を求めることができる。

（部会）

第５条　調整会議には、必要に応じ、調整会議の承認を得て、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会の運営は、部会を構成する委員が協議して行う。

（事務局）

第６条　事務局は、胆振総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附則

この要綱は、令和元年９月　　日から施行する。